

— IV —

全体構想 —都市づくりの方針



Fukushima City

1. 土地利用に関する方針

【基本的な考え方】

- 人口減少社会へ移行し、少子高齢化が進行する中において都市の活力を維持増進することが重要です。そのため、市街地内の生活環境の向上と適切な土地利用の規制・誘導により地域ごとのコンパクトなまちづくりを進めます。
- 地域公共交通との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。
- 既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営と、特色ある自然・田園環境を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、無秩序な市街地拡大を防止し、適正な市街地と都市計画区域の確保を図ります。
- 都市的なサービス機能の強化、交流人口の増大等、まちの活性化に必要な機能の整備について、中心市街地などにおいて、都市基盤整備を進めます。
- 雇用環境の充実を図るため、インターチェンジ周辺等の交通条件の優れた場所等において、周辺の良い自然・田園環境等との調和に留意しつつ、都市基盤整備を進めます。
- 良好な自然・田園環境の保全・活用を図るとともに、市街地以外の既存集落地の活力の維持・再生や農業振興との連携により定住環境の向上を図ります。

(1) 商業・業務系の土地利用の方針

① 中心市街地における魅力と賑わいの強化

- 中心拠点として、土地区画整理事業¹、暮らし・にぎわい再生事業²などにより、都市施設や建築物等の計画的・一体的な都市基盤整備や土地の高度利用の促進を図ります。
- 既存ストックを有効に活用し、民間活力を導入しつつ、商業、業務、文化、情報、行政、医療、介護福祉、教育、コンベンション、交流、情報発信、娯楽、まちなか居住等の都市機能の充実と、交流人口の拡大を図ります。
- 県立医科大学の学部増設などによる中心市街地の高次教育の機能向上を促進します。
- 大規模集客施設の郊外への立地を制限し適正な誘導を図ります。

② 既存商店街の活性化

- 高齢化社会を踏まえた身近な商店街として、共同建替や住宅との合築などの誘導・商業機能の集積促進により、地域コミュニティに対するサービス機能の充実と、活性化を図ります。

③ 郊外における商業施設の適切な立地誘導

- 大規模店舗等が集積している幹線道路沿道については、無秩序な拡大を防止します。
- 郊外の既存商業集積地においては、地域の日常生活を支える商業施設などの適正な立地を誘導します。

④ 市場等の商業機能の充実

- 公設地方卸売市場は、市民への生鮮食料品などの安定供給の基幹的拠点として、効率的な管理運営と機能の充実を図ります。
- 卸商団地は、市民生活を支える流通業務の中心として機能の充実を促進します。

1 土地区画整理事業；公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画・形質を整えるとともに、道路・公園等の都市基盤施設の一体的な整備を行う事業のこと。

2 暮らし・にぎわい再生事業；中心市街地への公共施設等の都市機能の強化を図るため、新規機能整備・空きビル再生・広場整備等を行う事業のこと。

(2) 工業系の土地利用の方針

① 工業団地の機能の充実

- 工業団地は、周辺環境に配慮し緑化などに努めるとともに、工業拠点としての機能充実を図ります。

② 新たな工業流通拠点等の整備検討

- 東北中央自動車道福島大笹生 I C 周辺は、インターチェンジ立地の特性を生かし、工業流通機能や地域農産物を生かした地域振興に資する観光機能などの集積を誘導し、周辺環境と調和した計画的な市街地整備の検討を進めます。

③ 流通業務地の機能の充実

- 東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺などは、流通拠点として機能の充実を図ります。

④ 職住近接型の市街地形成

- 上名倉・荒井土地区画整理区域などは、地区計画³の活用や緑化等の環境改善により、工業系施設と共存する、職住近接型の良好な住環境の形成を図ります。
- 住工混在市街地は、緑化などにより住宅と工業系施設との調和に配慮し、良好な住環境の形成や共存できる環境の充実を図ります。

(3) 住居系の土地利用の方針

① 都心周辺の利便性や地域資源を生かした魅力ある居住機能の強化

- 中心市街地の利便性を生かし安全で安心して住める市街地整備に努めます。
- 未利用地の宅地化誘導や空き家などの既存ストックの活用、共同建替や土地の高度利用等による住宅の更新や良質な都市型住宅の供給、住商複合化等を図り、若者や子育て層、高齢者等のまちなか居住を促進します。
- 阿武隈川・荒川・松川などの河川や信夫山などの水辺環境や緑豊かな自然環境を保全するとともに、自然環境を生かしたうるおいのある住宅地の形成を図ります。

② 面的に開発された住宅地における良好な住環境の保全・形成

- 土地区画整理事業などの区域では、緑化や地区計画の活用などにより、ゆとりとうるおいのある良好な住環境の保全・形成を促進します。
- 民間開発などにより計画的に整備された大規模住宅団地においては、建築協定・地区計画の活用や緑化等により良好な住環境を保全・誘導します。

③ 既成市街地の住環境の向上

- 未利用地などの宅地化の誘導・空き家などの既存ストックを活用するとともに、生活道路や身近な公園などの充実により、安全性・防災性・快適性に配慮した住環境の向上を図ります。

3 地区計画;都市計画法に定められている、住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルールのこと。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

(4) 農村及び自然地域の土地利用の方針

① 農村集落における地域コミュニティの維持・再生

- 既存集落は、農業振興と連携を図りつつ、生活道路や生活排水処理施設の充実など住環境の改善とともに、多世代居住や高齢者に配慮した住宅改善、生活利便施設や福祉・医療体制の確立などにより、住み続けられる住環境への改善を図ります。
- 地域資源を生かした産業の振興や市街地との連携・交流、地域活力の向上と適正な土地利用の誘導などにより、地域社会（コミュニティ）の維持・再生を検討します。
- 既存集落や高速道路のインターチェンジ、駅周辺等、良好な居住環境の維持・保全及び適正な産業の誘致が必要な地区、広域避難者への支援や復興を先導する地域振興施設の検討など、良好な地区形成を図る観点から面的・計画的な整備・誘導が必要な地区については、地区計画制度等を活用し、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

② 良好な自然環境や優良農地の保全

- 吾妻連峰・阿武隈山系等の樹林地、阿武隈川等の河川、市街地に残る緑地等の豊かな自然環境の保全と、市民が自然を理解し親しむ、観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。
- 水田・畑・果樹園等の農地については、自然環境に配慮した農業生産基盤整備等による営農環境整備の促進とともに、観光農園や体験農場等としての活用を検討しながら、総合的な保全を図ります。
- 道路交通網の整備等により、無秩序な開発の恐れのある都市計画区域⁴外の地域については、都市計画区域への編入なども検討しながら、自然環境の保全に努めます。

(5) 観光地の土地利用の方針

① 観光地における土地利用

- 飯坂温泉においては、観光客の利便性の向上などにより交流人口の拡大を図るとともに、生活拠点として道路・下水道などの都市基盤整備、防災対策の充実や、既存コミュニティの維持を踏まえた住み続けられる住環境の向上を図ります。
- 土湯温泉町においては、周辺の自然環境と調和した保養・滞在型の和風文化の香る温泉地づくりを目指し、温泉資源や風情ある温泉街等の保全を図るとともに、滞在・回遊環境の充実等により賑わいと魅力づくりを促進し交流人口の拡大を図ります。また、空き家活用や、観光地としての魅力化・活性化による雇用機会の拡大などにより、定住人口の確保を図ります。
- 磐梯吾妻スカイラインの玄関口に位置する高湯温泉においては、美しい自然環境を保全するとともに、温泉療養効果のPRなど温泉資源を活用した、観光地としての機能充実を図ります。
- 花見山周辺地域については、原風景の適切な保全や交通便利性・快適性の向上を図ります。

(6) その他拠点の土地利用の方針

① 地域生活拠点の土地利用

- 各地域の支所や駅などの主な公共公益施設が集積する地域生活拠点は、既存公共施設などのコミュニティ・交流空間としての利活用の促進、生活利便施設など地域の日常生活を支える機能やアクセス道路の充実を図ります。

4 都市計画区域；都市計画法に基づき、健全で機能的な都市活動を確保するため、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域。

② 周辺環境と調和した研究・業務機能拠点の機能の充実

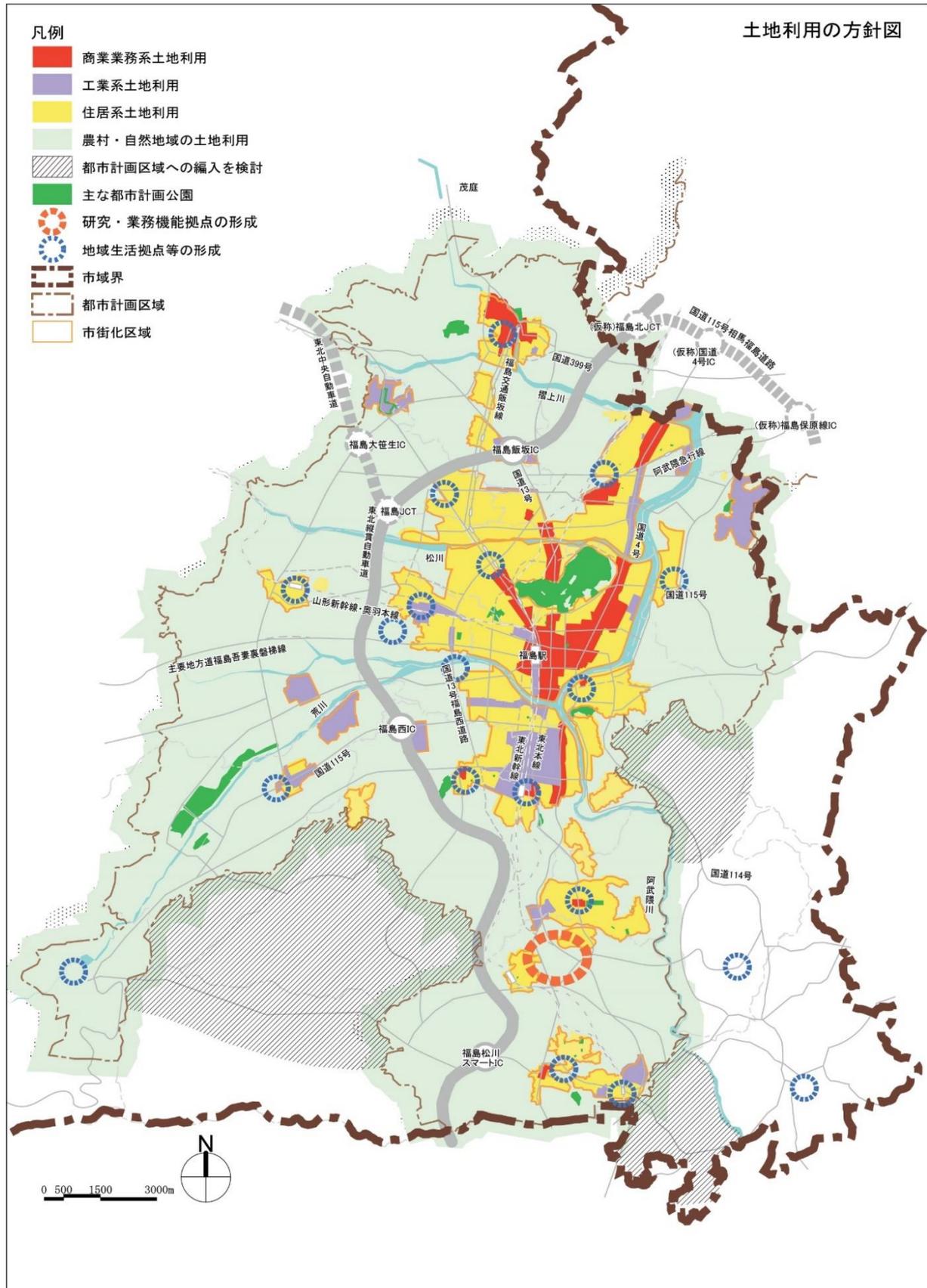
- 高度の教育医療研究機関が集積する福島大学・県立医科大学等の周辺地域は、研究・業務機能拠点として、自然環境との共生に配慮し都市機能の充実に努めます。
- 地域活性化をにらみ拠点として、福島大学や県立医科大学の機能の充実に努めます。

(7) 立地適正化計画に係る土地利用の方針

① 効率的な都市経営に資する立地適正化計画の検討

- 人口減少社会へ移行し、少子高齢化が進行する中において都市の活力を維持増進することが重要です。そのため、将来の人口減少社会を見据えた効率的かつ効果的な都市経営に資する都市構造の実現を図るため、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。
- 将来の人口や高齢化状況、主な都市機能や空き地・空き家状況、公共交通網の状況、災害等の危険性等を分析・勘案し、持続可能な集約型の都市構造（公共交通サービスと連携した都市機能や居住機能の誘導や抑制方策）について検討し、立地適正化計画の策定を目指します。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針



2. 道路・交通に関する方針

【基本的な考え方】

- 本市と県内外の主要都市を広域的に結ぶ高規格幹線道路や、主要幹線道路の整備促進を図り、市内の各地域や拠点間を結ぶ幹線道路等については、必要性・まちづくりへの波及効果・優先度等を勘案しつつ、体系的に整備を進めます。
- 道路施設の長寿命化等により効率的な維持・更新を図ります。
- 各地域においては、歩行者・自転車の利用環境の充実や安全性の確保、景観形成や沿道の賑わい確保等に留意した質の高い道路空間づくりなど、安全で快適な市民生活を支える道路整備を推進します。
- 地球温暖化等の環境問題や高齢化社会への対応に有効な鉄道・バス等については、公共交通ネットワークの充実や、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化などによる施設整備等により利用促進を図ります。

(1) 幹線道路整備の方針

- ① **広域圏との連携強化を図る高規格幹線道路等の整備**
 - 仙台、首都圏、広域圏との連携強化による都市・経済活動の活性化を図るため、東北中央自動車道及び国道115号相馬福島道路について整備促進を図ります。
 - 東北縦貫自動車道福島松川スマートICへのアクセス強化・利便性向上のため、周辺環境整備を図ります。
- ② **都市の骨格を形成する主要幹線道路等の体系的な整備**
 - 国道4号や国道13号等の南北交通の分散や交通渋滞の緩和、災害時の代替路線、高次救急医療サービスの支援など都市圏の交通を円滑にし、活力ある地域づくりを実現するため、国道13号福島西道路の南伸の早期整備を促進するとともに、北方向に伸びる道路整備について検討します。
 - 都市計画道路栄町大笹生線の整備を促進するとともに、市街地東側の環状道路の整備を検討します。
 - 主要地方道上名倉飯坂伊達線(フルーツライン)は、観光・農業・工業等の産業を支える主要幹線道路として、周辺の果樹園等が創出している農業景観と調和した整備を促進します。
 - 道の駅などは、道路利用者の利便性向上を図るとともに、地域の情報発信基地、地域振興拠点としての役割が期待されるため、関係機関と連携し整備を図ります。
- ③ **各地区の骨格を形成する幹線道路の体系的な整備**
 - 各地区の骨格道路となる都市計画道路太平寺岡部線・矢剣町渡利線・曾根田町桜木町線・杉妻町早稲町線・腰浜町町庭坂線・方木田茶屋下線・渡利本内線・北沢又丸子線などの整備を図ります。
 - 長期未着手の都市計画道路は、整備の必要性を検証し、存続・変更・廃止などの見直しを検討します。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

④ 道路施設の耐震化と長寿命化

- 地震発生後の救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、重要な橋梁や跨線橋などが甚大な被害を受けないよう計画的な耐震化対策を図ります。
- 安全安心な道路環境の確保と将来の更新に掛かる財政負担の軽減を図るため、計画的に施設の長寿命化を推進します。

⑤ 安全・安心・快適な道路空間整備

- 幹線道路等の整備において、歩行者や車両の安全な通行を確保し、歩道設置、自転車通行レーンや踏切改良などの整備を図り、安全で快適な道路空間の形成に努めます。
- 都市部における街路樹の植栽や歩道の高質化など、快適で環境に配慮した道路空間の整備を進め、ユニバーサルデザインの視点に立った公共空間のバリアフリー化などの推進や、歩いて暮らせるまちづくりの環境充実など市民に親しまれる道路環境づくりを進めます。

(2) 歩行者・自転車のネットワーク整備の方針

① 中心市街地の賑わい・回遊を高める歩行者軸の強化

- 福島駅前通りは、道路空間の再編により快適・安全でゆとりある歩道整備を推進します。
- 福島駅東西の連携強化をめざし、交通関連事業者等と連携しつつ、新東西自由通路の効果的な整備手法や、多くの人々が往来する便利で利用しやすい駅を中心とした交通結節点としての機能強化を検討します。

② 安全で快適な歩行者・自転車ネットワークの整備

- 歩行者と車両の分離や歩道の段差解消など、高齢者や障がい者、子どもなどに、安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。
- 中心市街地や各地域の地域生活拠点、観光地等において、自然・歴史等の観光資源を散策し、地域への愛着や健康増進につながるような歩行者ネットワーク環境の充実を図ります。
- 自転車ネットワーク整備については、利用実態を踏まえた路線の選定を行い、地域の課題やニーズに対応した自転車通行空間の整備やレンタサイクル事業など、安全で快適な自転車利用環境の充実を図ります。

(3) 公共交通の方針

① 子どもから高齢者まで利用しやすい公共交通環境の充実

- 公共交通機関の利用を促進するため、交通事業者との連携により駅舎やバス停・車両等の交通施設のユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化など施設整備を推進し、交通システムの充実を図ります。
- 公共交通機関の利用を促進するため、駅へのアクセスの向上、自転車駐車場の整備、鉄道・バス等と相互の連携強化など、高齢者等に配慮した公共交通手段の充実を検討します。

② 地域が支える公共交通システムづくり

- 高齢化社会を見据え、自家用自動車利用から公共交通への利用転換に向けての啓蒙活動を推進するとともに、地域内を走るバス・タクシーの効率的な運行に努め、公共交通の利用促進を図ります。
- 地域の実情に応じた交通手段や地域との協働による持続可能な公共交通のあり方について検討を進めます。

③ 観光地を支える二次交通の整備

- 観光客の利便性を向上し交流人口の拡大を図るため、市内観光バスの運行など二次交通の整備と観光地どうしを結ぶ交通網の整備などの検討を進めます。

(4) 駐車場整備の方針

① 中心市街地及び観光・レクリエーション拠点等における駐車場の適正な配置と整備

- 中心市街地や駅周辺、観光・レクリエーション拠点等において、計画的に駐車場整備を促進し、違法駐車による自動車利用の円滑化や歩行者の安全性の確保を図ります。

② 中心市街地における自転車駐輪スペースの適正な配置と管理の検討

- 中心市街地において、放置自転車対策を進めるとともに、利用実態を踏まえ、利用目的に応じた自転車駐輪スペースの確保や適正な配置について検討していきます。

(5) 生活道路整備の方針

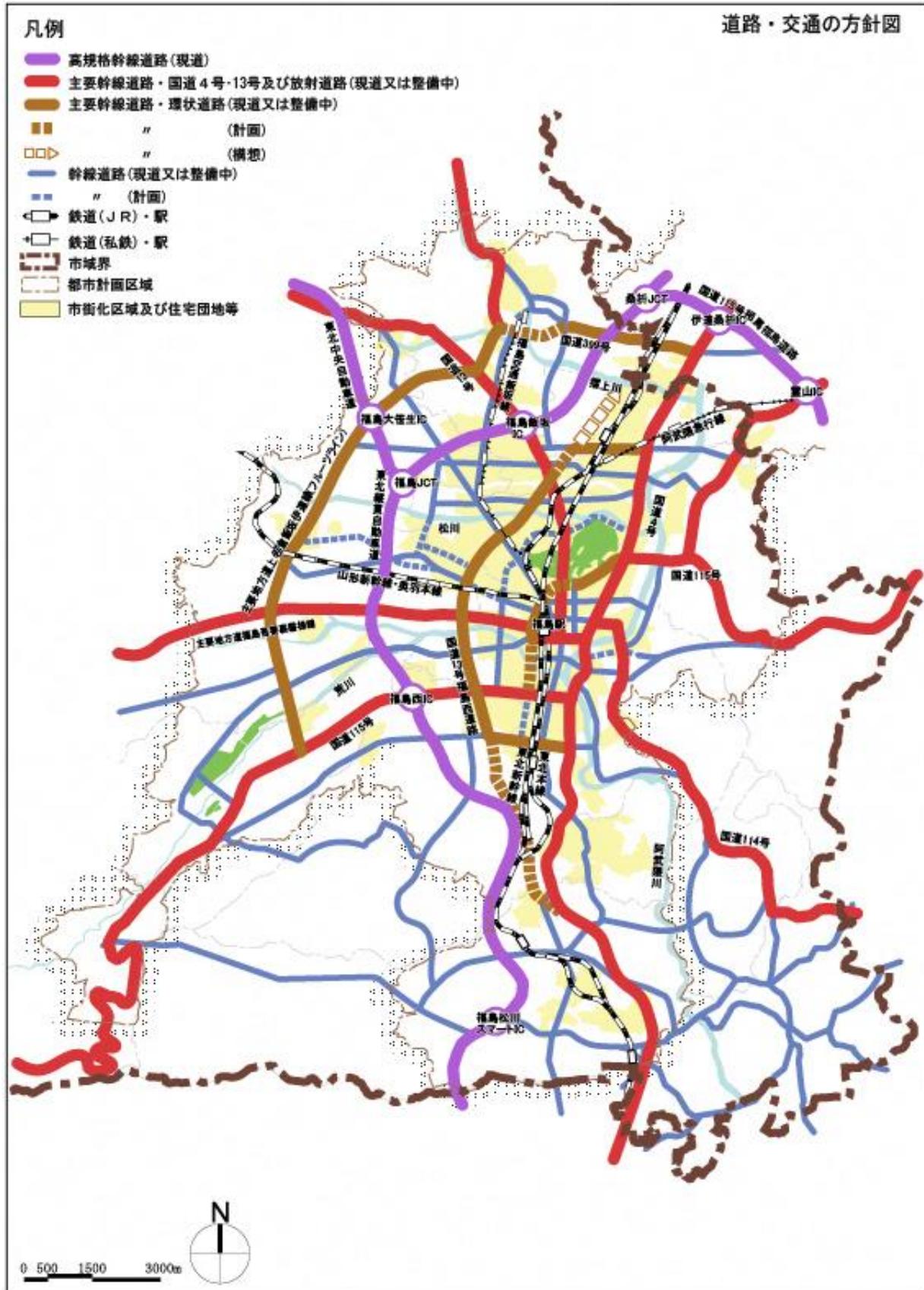
① 生活道路の安全対策

- 住民の利便性や安全性の向上を図る道路として、地域生活拠点へのアクセス道路や、集落を結ぶ生活道路、通学路などの整備を推進します。
- 生活道路については、緊急時の対応や防災性にも配慮し、狭隘道路の改善や歩行者・自転車の交通安全対策を計画的に進めていきます。

② 観光面に留意した地域生活拠点の交通円滑化対策

- 土湯温泉町などの観光地においては、観光客が豊かな自然・歴史資源を安全・快適に楽しめるように、また住民が安心して地域生活を送れるように、生活・観光道路や遊歩道・ポケットパーク等の歩行者空間の整備を図るとともに、自動車交通の一方通行化や駐車場の整備について検討します。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針



3. 都市防災に関する方針

【基本的な考え方】

- 公共施設の耐震化や密集した市街地における老朽化した建物や木造建築物の耐震・不燃化、道路やライフラインの確保、治山・治水対策など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害時に迅速に避難できるよう、防災拠点、避難場所や避難路の計画的な整備を進めるとともに、避難行動要支援者の安全確保を含めて、災害時の情報伝達・避難誘導體制の強化を図ります。
- 市民等による地域防災組織の充実と、防災意識の高揚を図り、身近な減災体制の強化を図ります。

(1) 安全な市街地整備の方針

① 地域特性に応じた災害に強い市街地整備

- 公共施設等の耐震化、橋梁の耐震補強などを推進します。
- 密集した市街地における老朽化した建物や木造建築物の耐震・不燃化の促進、狭隘道路の改善、延焼遮断帯等として機能する道路・公園等オープンスペースの計画的な確保を図ります。
- 災害時における上下水道や電気等のライフラインの確保、緊急輸送道路や広域道路の確保等により、地域特性に応じた災害に強い安全な市街地の実現を図ります。

(2) 災害予防の方針

① 治山・治水による災害予防

- 治山施設や保安林などの整備・保全などにより、がけ崩れ等の山地災害を予防します。
- 砂防、河川改修、下水道（雨水幹線など）、雨水ポンプ場、雨水排水路、雨水貯留施設等の複合的及び効率的なソフト・ハード整備により、洪水・内水などによる水害や土石流などの土砂災害を予防します。

② 危険個所の災害予防

- 土砂災害や浸水被害等のおそれがある区域について、ハザードマップなどにより住民へ危険の周知を行うとともに、災害への危機管理意識の啓発に努め、警戒避難体制を整備します。
- 土砂災害のおそれのある区域については、住宅等の新規立地の抑制等を推進します。

(3) 防災拠点・避難場所・避難路整備の方針

① 地域ごとの防災拠点等の整備

- 迅速な災害対応を図るため、消防施設や支所等の防災拠点を適正に配置します。
- 水防等に必要な災害用資材や備蓄品の適正な配置と充実に努めます。

② 市民を守る避難場所等の計画的な配置と避難路等の計画的な整備

- 避難場所・避難所等と避難路の市民への周知を徹底するとともに、避難場所等を計画的に配置し、避難路となる主要道路・橋梁や誘導標識等の計画的な整備を推進します。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

(4) 地域防災体制整備の方針

① 地域における防災体制の強化

- 各地域において、消防施設等の適正配置を推進します。
- 市民等による自主防災組織の充実と、防災知識の普及及び町内会や各種団体による防災訓練の実施等による防災意識の高揚を図り、地域コミュニティにおける防災対策を促進します。
- 災害時における情報伝達や連絡体制、避難行動要支援者の安全確保、応急対策の充実強化を図り、地域防災計画に基づく適切な避難誘導を推進します。

(5) 情報通信技術を活用した安全・安心なまちづくりの方針

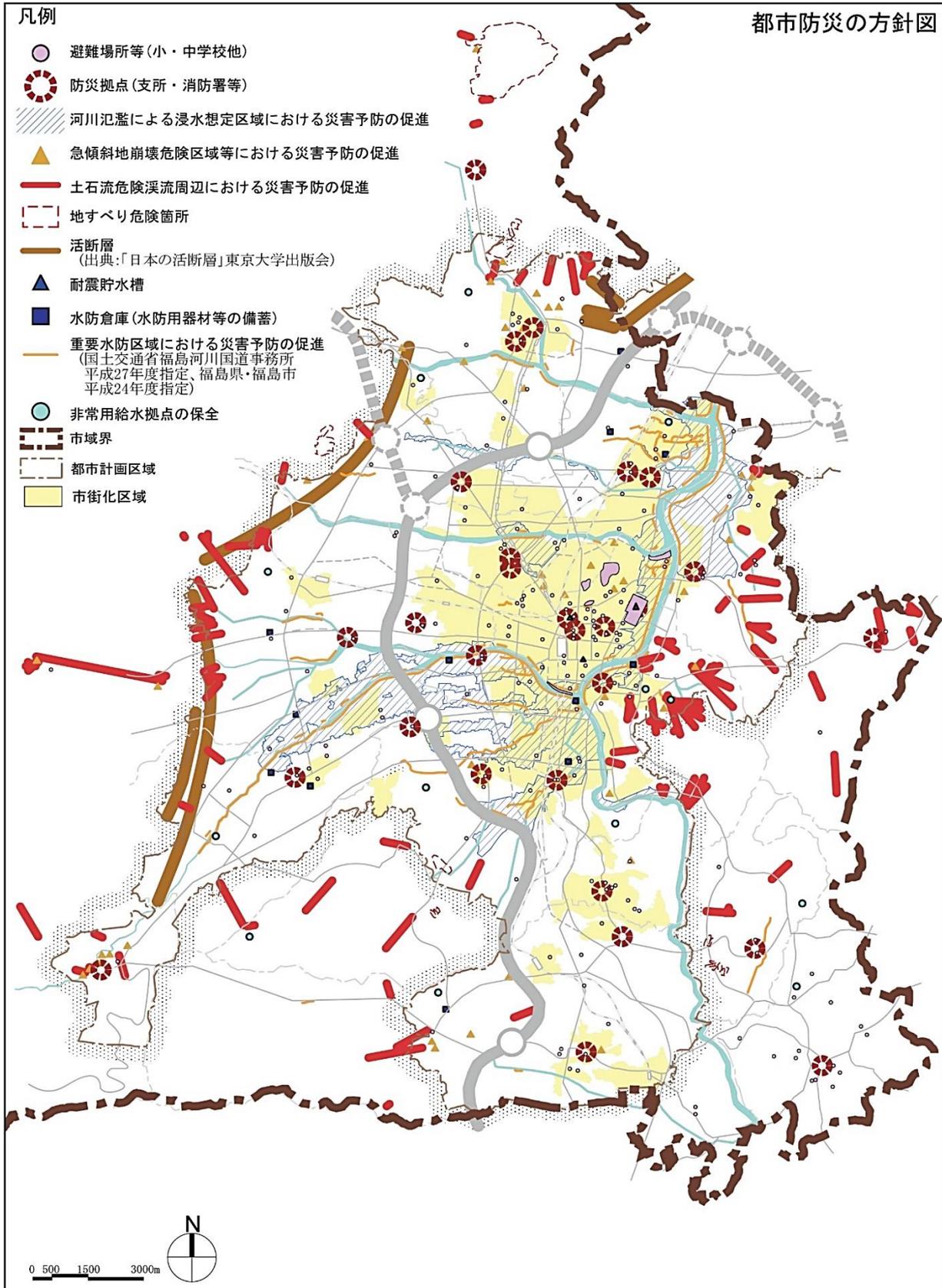
⑤ 災害情報通信環境の整備

- 災害時の避難情報や行政情報等を市民へ迅速に配信するため、市ホームページ、緊急速報メール、メールマガジン、コミュニティFMなど多様な手段を用いた災害情報の発信に努めます。
- 災害特設公衆電話を設置するほか、情報入手手段の1つとして、公衆無線LANの整備などを検討し、災害に強い情報通信環境の確立を図ります。

都市防災の方針図

凡例

-  避難場所等(小・中学校他)
-  防災拠点(支所・消防署等)
-  河川氾濫による浸水想定区域における災害予防の促進
-  急傾斜地崩壊危険区域等における災害予防の促進
-  土石流危険渓流周辺における災害予防の促進
-  地すべり危険箇所
-  活断層
(出典:「日本の活断層」東京大学出版会)
-  耐震貯水槽
-  水防倉庫(水防用器材等の備蓄)
-  重要水防区域における災害予防の促進
(国土交通省福島河川国道事務所
平成27年度指定、福島県・福島市
平成24年度指定)
-  非常用給水拠点の保全
-  市域界
-  都市計画区域
-  市街化区域



4. 中心市街地活性化に関する方針

【基本的な考え方】

- 中心市街地は、県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点として、商業・業務・医療・介護福祉・コンベンション・教育文化・交流・情報発信・まちなか居住などの都市機能の集積強化を図ります。
- 既存施設や空き店舗等を生かしつつ、福島駅を中心とした賑わいある集客拠点の強化を図ります。
- 循環バスや自転車等の利用促進も含めて、歩いて楽しめる回遊環境の充実を図ります。
- 中心市街地の優れた交通条件や都市機能集積を生かし、まちなか居住を促進します。

(1) 集客拠点と回遊環境の強化に係る方針

① 拠点施設の整備

- 都市再構築戦略事業⁵、都市機能立地支援事業⁶、土地区画整理事業、暮らし・にぎわい再生事業、などにより、一体的な都市基盤整備や土地の高度利用を推進し、商業・業務や文化・交流・各種生活サービス機能の充実を図ります。

② まちなかの魅力の向上と賑わいの創出

- 既存施設のリニューアルや商店街空き店舗対策、新規創業者支援などにより、まちなかの魅力の向上と賑わいの創出を図ります。
- 福島駅前通りの商店街は、老朽化しているアーケード撤去と併せて、快適・安全でゆとりある歩行環境の形成を図り、市民・民間企業・まちづくり組織等と連携を図りつつ、空き地や空き店舗の有効活用を図りながら、沿道に面した店舗などと道路空間が一体となった統一感のある街なみ景観の整備や賑わい創出を図るなど、歩行者最優先の魅力的なシンボルストリート⁷の形成を図ります。
- 歴史、文化、自然などの既存資源を活用したまちなか観光の促進や、年間を通じた集客イベントの強化により、中心市街地全体の集客力向上を図ります。

③ 福島駅周辺の集客・回遊機能の強化

- 駅西口周辺地区は、駅東口周辺地区と連携する中心市街地として、民間活力を導入しながら、商業・業務・サービス・コンベンションなど、都市機能の整備・充実を図るとともに、福島駅東西を結ぶ新東西自由通路等の整備による連携強化を図るなど、魅力的で賑わいのあるまちづくりを促進します。
- 福島駅周辺地区は、既存施設との連携やコンベンション機能の集積を生かし、相互利用の促進を図り、国際的な情報発信や交流促進に資する新たな賑わい交流拠点施設の整備、交流イベント等の強化について、民間活力を生かした整備方向を検討します。

5 都市再構築戦略事業；立地適正化計画に基づき、都市構造の再構築を図るため、生活に必要な都市機能を整備する事業のこと。

6 都市機能立地支援事業；立地適正化計画及び都市再生整備計画に基づき、まちの拠点となるエリアにおいて、医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者に対して支援する事業のこと。

④ 回遊環境の強化

- 都市計画道路の整備や暮らし・にぎわい再生事業等による拠点施設の整備に合わせた周辺道路整備等を進めるなど、歩行環境の充実により、中心市街地内の集客拠点施設、医療・福祉施設、公共施設を結び付け回遊性の向上を図ります。
- レンタサイクル事業・循環バス等を生かした回遊しやすい環境の充実を図ります。

(2) 都心居住の促進に係る方針

① 都心居住の促進

- 都市機能が集積する中心市街地の利便性を生かし、歩いて暮らせるコンパクトで効率的なまちを形成するための都市型住宅の整備促進や各種居住支援により、若者や子育て層、高齢者等が安心して快適に暮らせる都心居住の促進を図ります。

② 医療・福祉施設の充実や交流環境の促進

- 早稲町・上町地区等の拠点整備により、都心居住を支える生活関連施設や、医療・福祉施設の充実を図るとともに、拠点施設整備等を通じて、市民にとって、コミュニケーションの場となる文化・交流施設等の充実により都心居住を促進します。

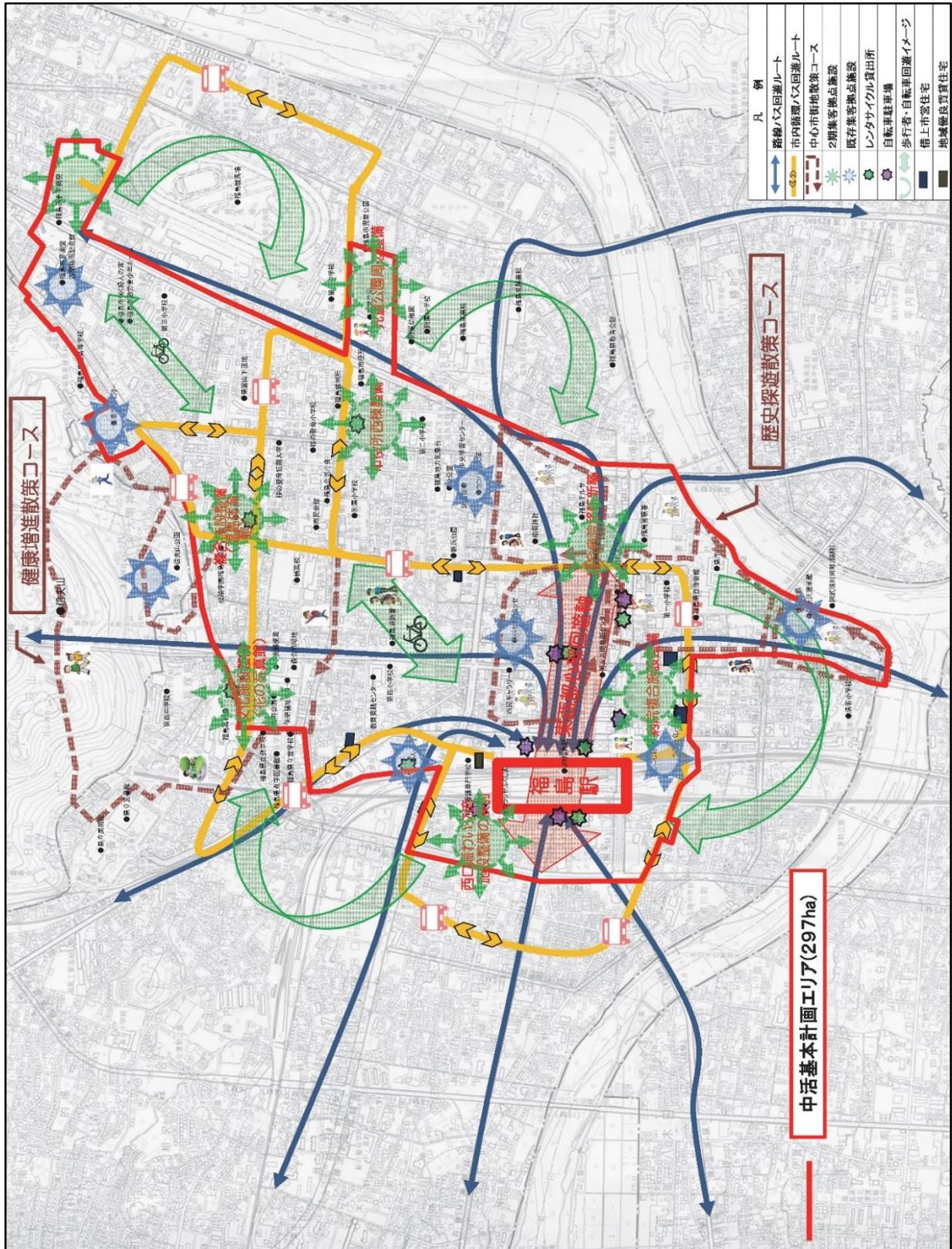
(3) 中心市街地活性化基本計画に基づく重点的な施策展開

① 持続的かつ確実なまちなか再生

- 福島市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化へ向けた取り組みを止めることなく、回遊性の向上や民間開発の誘引を図るとともに、中心市街地における各種施策を展開することで、震災からの力強い復興とあわせまちなか再生を持続的かつ確実なものとするため、引き続き重点的な施策展開を図る。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

<第2期福島市中心市街地活性化基本計画（平成27年4月～平成32年3月）拠点施設と回遊イメージ図>



5. 都市景観形成に関する方針

【基本的な考え方】

- 本市の景観形成に向けては、「福島らしさ」を育み、豊かな自然、四季を彩る田園・農村風景や、各地域において生まれ受け継がれてきた歴史・文化等の景観資源などを生かし、市民が誇れる風景づくりを目指します。
- 本市の特徴的な景観を形成している地域において、地区の景観資源を生かした景観まちづくりを推進し、魅力と交流を創造する「ふくしまの顔」を創っていくとともに、市民や事業者による景観まちづくりへの取り組みを支援し、みんなで守り・育てる「協働」の景観まちづくりを進めます。
- 本市の特徴となっている山並みへの眺望や山頂からの眺望は魅力的であり、特に吾妻連峰・阿武隈山系や信夫山などの優れた眺望を守り育てる景観づくりを目指します。
- 一層良好な景観形成に向けて、景観法などを生かした新たな仕組みづくりを進めます。

(1) 景観形成の方針

① 豊かな自然を育む景観形成

- 福島盆地を囲む吾妻連峰・阿武隈山系の山並みや、阿武隈川・荒川等の水辺、農村集落等の里地里山、花の名所、本市のシンボルである信夫山、及び市街地周辺に広がる農地・果樹畑など、本市最大の景観資源である水と緑で彩られた豊かな自然景観と周辺の田園景観を保全し、盆地特性を生かしながら、これと調和する景観の形成を図ります。

② 福島らしい眺望を守る景観形成

- 吾妻連峰・阿武隈山系の山並みへの景観や、信夫山等からの眺望など、福島らしい良好な眺望景観を保全するとともに、眺望を阻害しない景観誘導や新たな眺望点の創出など、良好な眺望景観の形成を図ります。

③ 歴史資源を活用した景観形成

- 各地域の名所・旧跡・文化財、城下町としての歴史的街並みなど、市内に点在する歴史的な景観資源について、まちに深みを与え落ち着いた景観を形成するために、保全・継承するとともに、名所・旧跡等のイメージアップなど、歴史を偲び親しむ景観の形成を図ります。

④ 産業活動が作りだす景観形成

- 商業・業務、工業、観光地、温泉郷、農業等の産業活動によって作りだされる景観は、人々の暮らしを支え、都市の活力を示すものであり、産業活動とのバランスを図りながら、周辺の住宅地や自然環境との調和に配慮した景観の形成を図ります。
- 中心市街地では、都市機能整備等とあわせて、緑化等の推進を図るとともに、ふくしまの顔としてにぎわいと活気あふれる市街地の景観の形成を図ります。
- 飯坂、土湯、高湯等の温泉郷では、地域特性を生かしつつ、周辺の自然景観と調和した観光地としての魅力ある街並みの景観の形成を図ります。

⑤ 都市拠点の特徴づける景観形成

- 文化・交流施設の集積地や大規模公園、学術拠点等の拠点地区については、地域特性に配慮しながら、統一感と個性を生み出す景観の形成を図ります。
- 中心市街地では、文化・交流施設等の集積を生かし、信夫山や阿武隈川等と調和した魅力と風格のある景観の形成を図ります。

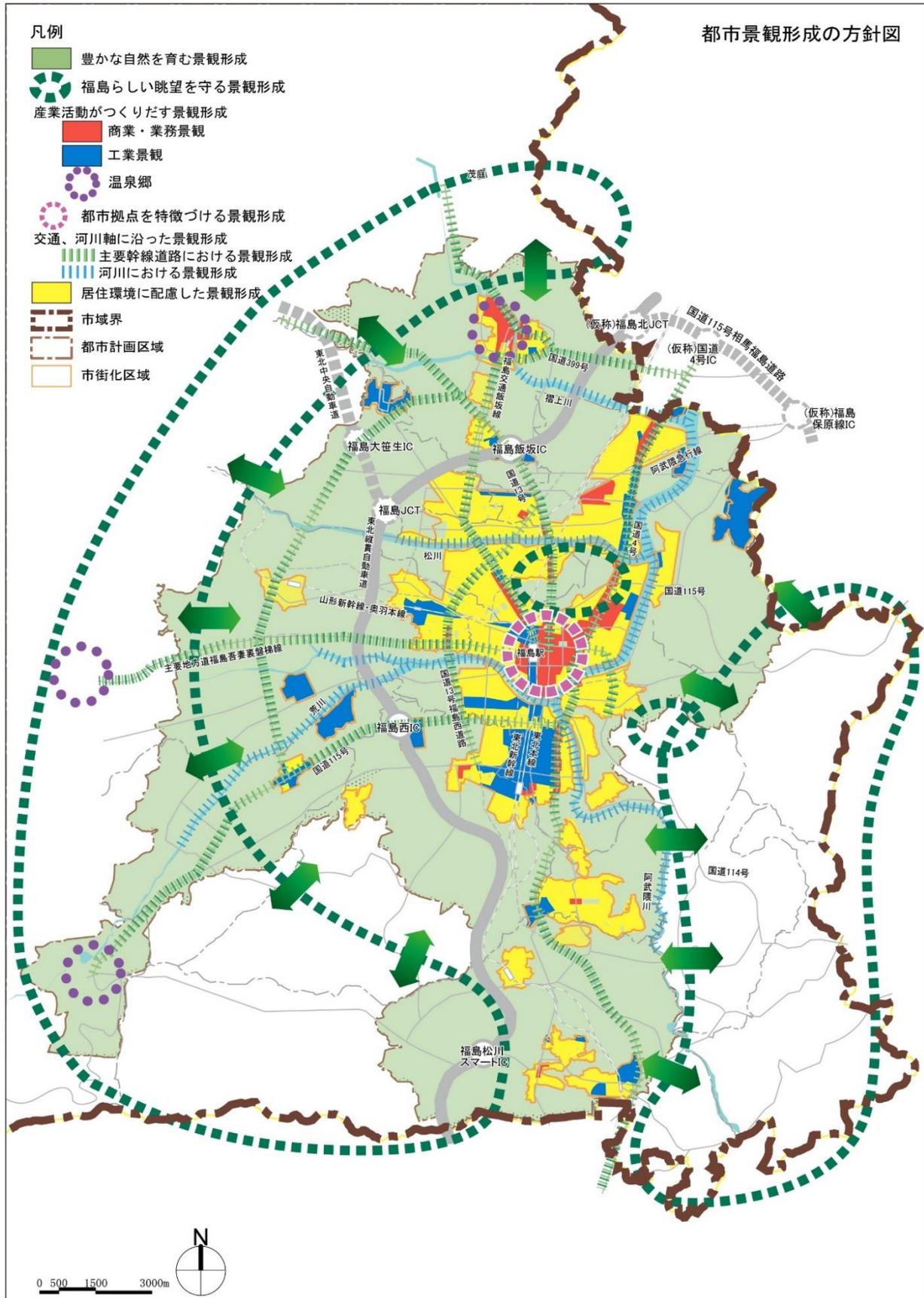
- 福島駅周辺等においては、歴史的特徴を踏まえながら、県都の顔としてふさわしい、周辺と調和のとれた景観形成を図ります。
- ⑥ **交通、河川軸に沿った景観形成**
 - 主要幹線道路や阿武隈川などの主要河川沿い、鉄道沿線等については、来訪者の目に触れる機会も多く、都市景観の重要な骨組みを形成していることから、連続性や周辺の自然・田園等の眺望景観にも十分配慮した魅力的な景観の形成を図ります。
 - 主要幹線道路沿道の街並みや河川空間と一体となった市街地などの景観は、道路・河川等の景観と連携しつつ、水と緑の景観軸として良好な景観の形成を図ります。
- ⑦ **居住環境に配慮した景観形成**
 - 住宅地は、地域への愛着を育み、誇りを持って住み続けられる居住環境の形成に重要な地区であり、地域の自然や歴史的特性等を生かしながら、まちなかの緑化や花を生かした景観形成の拡大、住民主体の個性的で調和のとれた住宅地景観の形成、都心居住を推進する景観の形成など、やすらぎとおいのある住宅地景観の形成を図ります。

(2) 良好な景観形成に向けての仕組みづくりの方針

- ① **景観法などを生かした良好な景観形成のための基準づくり**
 - 景観法や地区計画等の既存制度を有効活用し、市全域を対象に景観計画⁷の区域指定（住宅地、市街地、自然・田園など）を行い、建築・開発行為等に対する適切な届出対象範囲や景観形成基準を定め、良好な景観形成に配慮したまちづくりを誘導・促進します。
- ② **景観に配慮したまちづくり活動への支援**
 - ふくしま市景観100選を生かしつつ、市民や企業等に対して景観に関する啓発を図るとともに、良好な景観を保全・創出する活動への支援を行います。
- ③ **本市の景観魅力やイメージを先導する（仮称）景観重点地区による「ふくしまの顔」づくり**
 - 本市における良好な景観形成の重要度・必要性に鑑み、地域住民等の意向を踏まえつつ、重点的に景観形成基準の強化等を図る（仮称）景観重点地区指定等の仕組みづくりを検討します。

⁷ 景観計画；景観法に基づき、良好な景観を保全・形成するための目的や方針ならびに、そのために必要な行為の制限の基準等を定めたもの。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針



6. 水と緑の環境形成に関する方針

【基本的な考え方】

- 本市を特徴づけている信夫山や阿武隈川・荒川等の良好な自然資源及び大規模公園等については、水と緑の拠点及び軸として積極的に保全・活用を図ることにより、うるおいのある都市づくりを目指します。
- 市街地等の身近な生活環境における緑地保全や計画的な緑化等を進めることにより、交流・コミュニティの育成、健康増進やレクリエーション機能の充実、環境負荷の軽減、防災機能の向上、景観向上など、地域特性を踏まえた水と緑に親しみ愛着を育む都市づくりを進めます。

(1) 水と緑の拠点整備の方針

- ① 市のシンボルとしての信夫山の魅力化
 - 中心市街地に隣接し四季折々の彩りを見せる信夫山については、風致地区として積極的な樹林地の保全により良好な眺望景観を維持します。
 - 市のシンボルである緑の拠点として身近な自然とふれあえる遊歩道等の質の高い機能の充実を図ります。
- ② 水と緑の拠点となる公園緑地等の機能の充実
 - 多様なスポーツ・レクリエーションの場となっているあづま総合運動公園、四季の里、十六沼公園、宮畑遺跡史跡公園等の大規模な公園緑地及び摺上川ダム周辺等の水辺空間については、水と緑の拠点として機能の充実を図るとともに、周辺の観光資源等とのネットワーク強化を図り、交流環境の充実を図ります。

(2) 水と緑の軸の整備の方針

- ① 阿武隈川・荒川等の主要河川の保全と活用
 - 阿武隈川や荒川・松川等の主要河川は、水と緑の軸として位置づけ、魚が棲み白鳥等が羽を休める豊かな自然空間として保全を図るとともに、ふるさとの川として自然にふれあい親しまれる良好な水辺空間の整備、サイクリングロード整備等による魅力化や、河川敷の運動公園として機能の充実を図ります。
- ② 主要幹線道路の緑化
 - 主要幹線道路においては、水と緑の軸として位置づけ、街路樹やポケットパークなど、沿道緑地の保全や機能充実を図ります。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

(3) 身近な水と緑の整備の方針

① 市街地内の緑地保全及び計画的な緑化

- 市街地は、既存樹林地等の保全とともに、宅地内緑化の促進や、災害時における避難場所、市民の憩いの場、身近なレクリエーションの場等としての緑地面積の確保及び地域バランス等に配慮した都市公園の計画的な配置や身近な公園整備による緑の創出を図り、うるおいのある住環境を形成します。
- 工業団地等は、周辺環境に与える負荷の軽減や良好な景観形成に配慮して、緑化の促進を図ります。
- 防災機能を有する公園や歴史や文化を伝える公園など、様々な機能を有する公園が整備されていることから、これら公園の安全安心と魅力の向上を図るため、地域住民の意見を反映した公園の機能充実に努めます。

(4) 農山間部の自然環境・農業環境の保全の方針

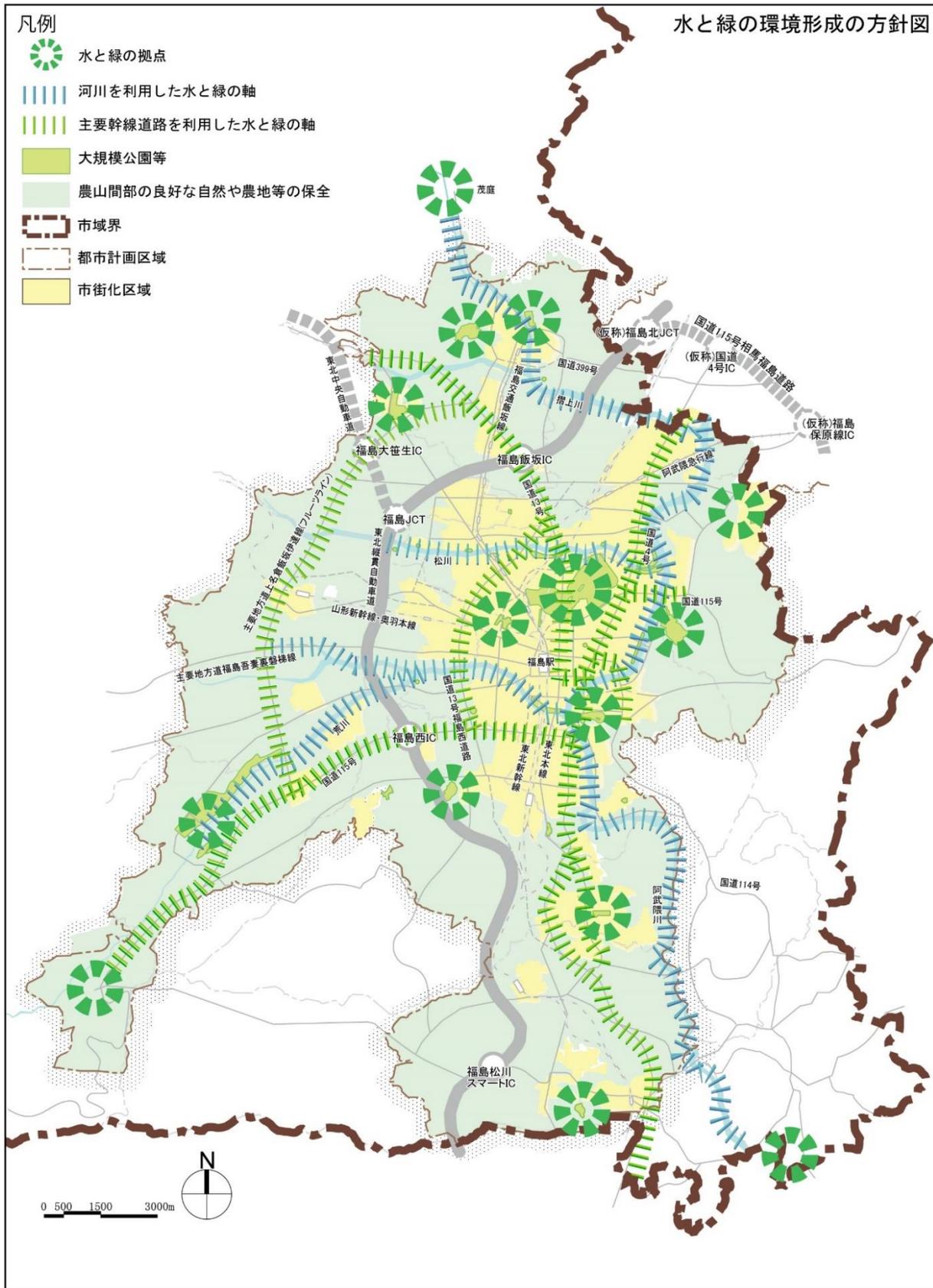
① 農山間部の良好な自然・農地の保全

- 市街地周辺に広がる農地や河川は、うるおいのある農業環境の維持や生態系の保全等も考慮し、緑あふれる生産の場や身近な自然とのふれあいの場として積極的な保全を図ります。
- 市街地を囲む山間部の緑地や樹林地等の自然は、良好な景観、防災、水源かん養、木材等の生産、動植物の生態系の維持、レクリエーション等の多様な機能を考慮し、地域特性を踏まえた上で計画的な保全及び活用を図ります。

凡例

-  水と緑の拠点
-  河川を利用した水と緑の軸
-  主要幹線道路を利用した水と緑の軸
-  大規模公園等
-  農山間部の良好な自然や農地等の保全
-  市域界
-  都市計画区域
-  市街化区域

水と緑の環境形成の方針図



7. 産業振興のまちづくりに関する方針

【基本的な考え方】

- 一層の産業振興と雇用基盤強化を図るため、商業・工業・観光や農林業など、周辺の自然環境や住環境との調和に十分留意しつつ、既存産業の維持増進を図ります。
- 交通条件の優れた適地において、新たな産業拠点等の導入を検討します。
- 県都福島の発展を先導する役割を担う中心市街地において、商業・業務機能の集積強化を図ります。
- 今後成長が見込まれる分野の企業誘致などによる雇用機会の創出や、既存の観光資源の魅力化と産業間の連携強化による交流人口の増大、農業資源等を生かした6次産業化等の展開など、産業・雇用環境の強化を通じて、若者・生産年齢層等の定着を図ります。

(1) 商業・業務環境整備の方針

- ① **中心市街地の活性化と地域特性に対応した商業・業務地の均衡のとれた整備**
 - 中心市街地における低未利用地を生かした商業・業務施設や起業家の積極的な誘導と魅力向上を図ります。
 - 地域特性を生かした商業機能の充実を図り、既存商店街の活力維持や買い物弱者対策、さらには郊外への大規模集客施設の立地を抑制し適正な商業施設の配置を進めます。

(2) 工業環境整備の方針

- ① **工業振興を牽引する新工業拠点の整備と既存工業団地の機能強化**
 - 地場産業の振興を図りつつ、今後成長が見込まれる医療・福祉や再生可能エネルギー関連産業等を中心に、企業誘致を進めます。
 - 工場配置の適正化を図るとともに、高規格幹線道路のインターチェンジ周辺等、企業誘致に適した地区については、新たな工業団地を整備します。
 - 企業ニーズに合わせた既存工業団地における機能の充実を図ります。

(3) 観光環境整備の方針

- ① **観光資源の有効活用と拠点の整備による観光・レクリエーション環境の魅力化**
 - 花・くだもの・温泉・国立公園を含む豊かな自然など、既存の観光資源の魅力向上と合わせて、外国人観光客を視野に入れた文化や歴史的遺産を中心に、多様なニーズに対応した新たな観光・レクリエーション環境の開発・整備により通年型の観光地としての魅力づくりに努めるとともに、これらをつなぐ観光ルートの確立を図ります。
 - 観光・レクリエーション機能拠点は、既存コミュニティの維持を踏まえた住環境に配慮しつつ、道路・下水道等の基盤整備や防災対策の充実、バリアフリー化、国際化に対応したサイン標示等の整備を促進することにより、観光客の利便性の向上を図ります。

(4) 農業環境整備の方針

① 生産基盤の整備及び農村集落の生活環境の整備

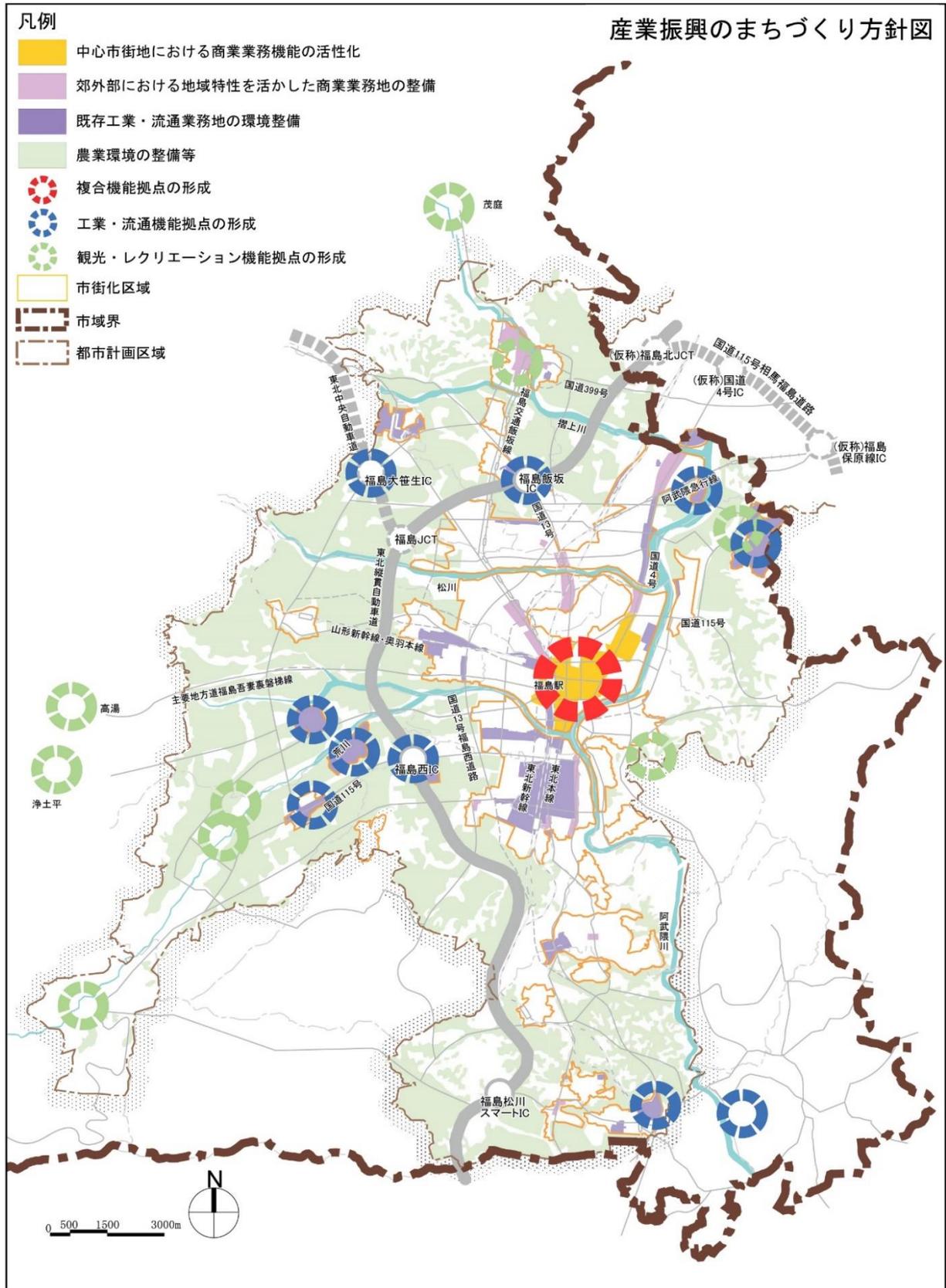
- 農村環境の保全により多面的機能を維持・発揮させるとともに、生産性・収益性の向上を図るため、農産物の安全確保や品質保持、耕作放棄地の発生防止と再生、農用地の確保と利用集積の促進、農業生産基盤の整備・促進に努めます。
- 6次産業化の推進や観光・商業との連携による消費拡大を進めます。

(5) 林業環境整備の方針

① 森林保全及び林業生産環境の整備

- 森林保全や林道等の林業生産基盤の計画的整備を図るとともに、植林を行う際には保水性の高い落葉樹への樹種転換の誘導を図ります。
- 間伐材の活用、特用林産物等の導入により、林業の振興につながる副次産業の育成を促進します。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針



8. 健康と福祉のまちづくりに関する方針

【基本的な考え方】

- すべての市民が、健康で安心して快適に暮らせる都市環境の形成を目指します。
- ユニバーサルデザインの視点に立った公共空間や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通など利用しやすい環境づくりを進めます。
- 地域包括ケアシステム構築の観点から、福祉・保健・医療サービス等との連携を図りつつ、まちなかへの健康・福祉活動に資する場の充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進を図ります。
- 既存の運動施設、公園、散策路、サイクリングロード等を生かしながら、市民の健康増進活動を支援します。

(1) 人にやさしい交通環境整備の方針

- ① **すべての市民が安全に行動できる交通環境の整備**
 - 交通拠点や公共施設集積地周辺において、歩道や自転車レーン等の歩行者・自転車空間の整備やバリアフリー化を進めます。
 - 鉄道やバス等の公共交通機関については、民間事業者との連携等により車両や関連施設のバリアフリー化を進め、すべての市民が安全で快適に行動できる人にやさしい交通環境の実現を図ります。

(2) 人にやさしい施設や公園等整備の方針

- ① **すべての市民が使いやすい施設や公園等の整備**
 - 公共施設や民間の集客施設、公園等については、ユニバーサルデザインの視点に立ちバリアフリー化を進め、段差の解消、点字ブロックや誰にでもわかる案内板の設置、障がい者用駐車場やトイレの整備、ベンチや休憩スペースの確保等、高齢者・障がい者等も含めたすべての市民が快適に利用できるような施設整備や改善を図ります。

(3) 人にやさしい居住空間整備の方針

- ① **高齢者や障がい者にも住みやすい住宅の整備**
 - 公的住宅については、既存施設の高齢者・障がい者の居住に対応したバリアフリー化への改善を推進します。
 - 民間住宅においても高齢社会に対応できるユニバーサルデザインの視点に立った新築住宅等の建設促進及び既存住宅のバリアフリー化への改善促進を図ります。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

(4) 人にやさしい健康・福祉施設整備の方針

① 健康・福祉施設の整備

- 地域包括ケアシステム⁸構築の観点から、既存公共施設や空き家等を活用しつつ、健康・福祉活動に資する場の充実を図ります。
- 地域コミュニティの中で生活支援を受けられるよう、「福島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき福祉・保健・医療サービス等との連携のもとに、介護老人福祉施設等の福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅、民間により供給される地域優良賃貸住宅（高齢者型）、有料老人ホーム、日常生活支援サービス付きのシルバーハウジングプロジェクト⁹等の高齢者向けの住宅供給を促進します。
- 安心して出産し子育てができるよう、「福島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育施設等の計画的な整備・充実を図ります。
- 障がい者が必要なサービスを受けられるよう、「新福島市障がい者計画」に基づき、障がい者支援施設などの整備促進に努めます。
- あづま総合運動公園や国体記念体育館等の既存施設の活用や、サイクリングロードやジョギングコース、緑地公園等の利用促進を図り、市民の健康増進を支援します。

(5) 中心市街地における人にやさしいまちづくり整備の方針

① 人にやさしいまちづくりにおける先導的な施策展開

- 中心市街地は、既存公共施設や空き家等を活用しつつ、健康・福祉活動に資する場の充実や、歩道・ポケットパーク等の歩行者空間の整備、公共公益施設・民間大規模施設のユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の促進、都心居住を支える医療・福祉施設や生活関連施設等の整備促進、各種施策の先導的な展開を図ります。

8 地域包括ケアシステム；高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を図るため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス体制を構築しようとするもの。

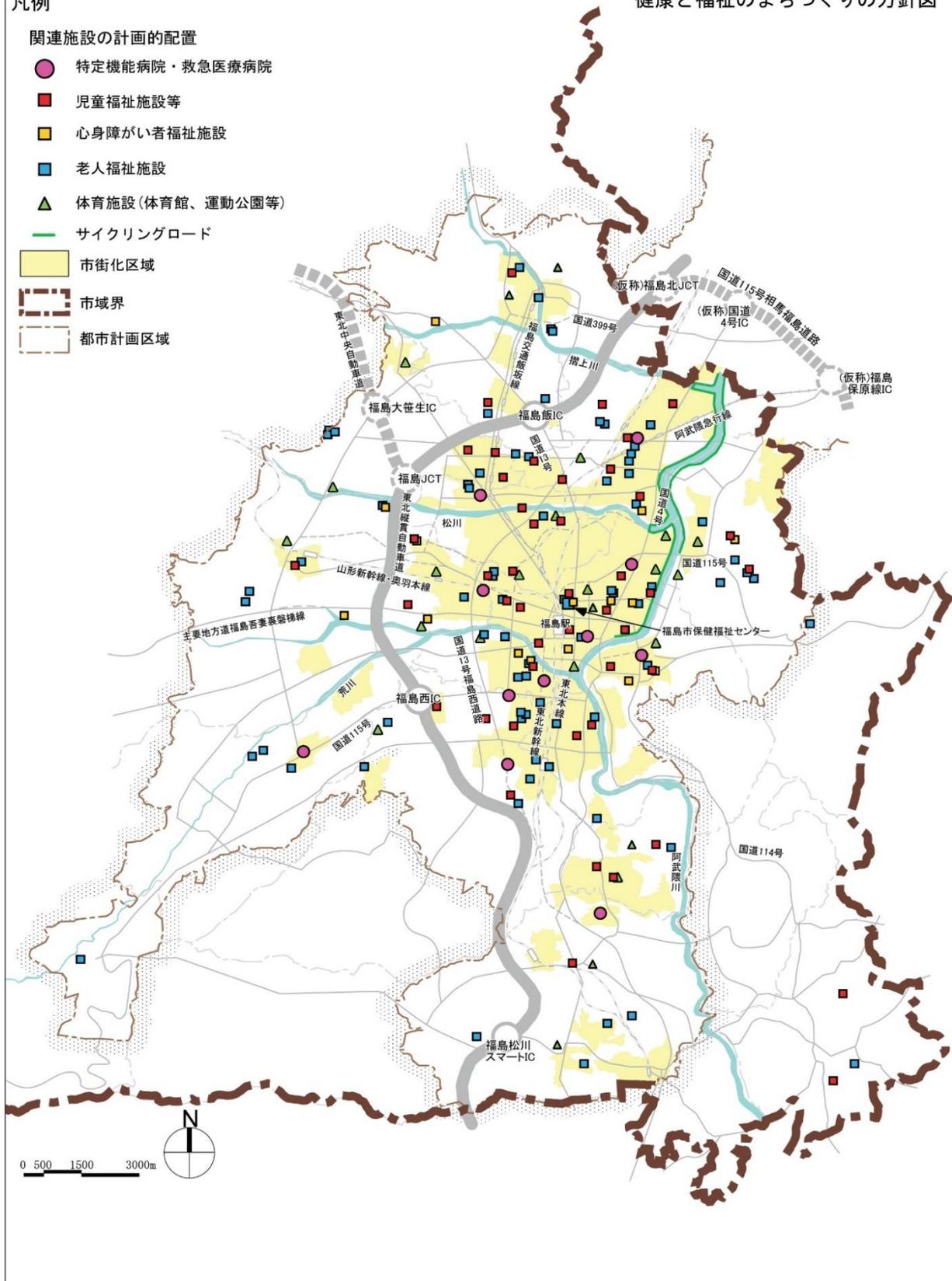
9 シルバーハウジングプロジェクト；住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業のこと。

凡例

健康と福祉のまちづくりの方針図

関連施設の計画的配置

- 特定機能病院・救急医療病院
- 児童福祉施設等
- 心身障がい者福祉施設
- 老人福祉施設
- ▲ 体育施設(体育館、運動公園等)
- サイクリングロード
- 市街化区域
- 市域界
- 都市計画区域



9. 住宅・住環境に関する方針

【基本的な考え方】

- 町村合併等の経緯から広い市域を有する本市は、中心部から山あいの集落まで、多彩な居住環境が見られるため、これらの地域課題に対応した住宅・住環境の向上を図ります。
- 都市機能集積や豊かな自然・田園環境等を生かした住み続けたいくなる住宅・住環境の充実を図ります。
- 高齢者・障がい者等の生活しやすい住まい、学生・若者や子育て世帯にとって魅力ある住まい、環境負荷の低減に配慮した住まいなど、居住者ニーズ等を踏まえた住宅・住環境の整備促進を図ります。
- だれもが安心できる住まいづくりの実現のため、公営住宅について長寿命化対策やバリアフリー対策を図るなど既存ストックの有効活用を図るとともに、民間住宅を活用した公的住宅の供給支援を図ります。

(1) 地域特性を踏まえた住宅・住環境整備の方針

- ① **利便性等を生かした中心部の住宅・住環境整備**
 - 様々な都市機能が集積する利便性の高い立地特性を生かし、商業・業務施設を複合化した都市型住宅の供給を促進します。
 - 信夫山の身近な自然や阿武隈川・荒川などの親水環境等、個性的で魅力的な住環境の形成を図り、若者や子育て層、高齢者にいたる多様な年代の人々の街なかへの居住を促進します。
- ② **地域特性に応じた既成市街地の住環境整備**
 - 道路・公園・下水道等の都市基盤の充実や、緑化等によるアメニティの向上と、地域の歴史・文化・自然等々の資源を活用し、個性的でうまいのある住環境の形成を図ります。
- ③ **面的に開発された住宅地における良好な住環境の計画的な形成**
 - 土地区画整理事業等により面的に開発が行われた住宅地は、周辺の環境と調和した街なみとゆとりある良好な住環境の形成を図ります。
- ④ **農村集落における住み続けられる住環境の維持・再生**
 - 農業や観光との連携のもと生活道路や生活排水処理施設の充実など住環境の改善を図ります。
 - 地区の特性である多世代居住を生かし、高齢者に配慮した住宅の改善や、生活利便施設・福祉・医療体制の確立などにより、農業を主とする地域へ住み続けられる住環境への改善を図ります。
- ⑤ **市民による計画的かつ良好な住環境の創出**
 - 良好な住環境の形成を目指すため、地域住民等が協働してルールを定めるなど、地区計画やまちづくり協定等を活用し、持続的なまちづくりの取組みや活動を促進します。

(2) 公的住宅の整備の方針

① 計画的な公的住宅の供給

- 低額所得者の居住の安定確保のため、公営住宅の供給に努めるとともに、民営借家への入居を促進するための支援について検討します。
- 高齢者や障がい者世帯の居住安定の確保のため、高齢者向け公営住宅等の供給とともに、民間における高齢者向け住宅としてサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）等の供給を促進します。
- 子育て世帯等の居住の安定を図るため、市営住宅、特別市営住宅、地域優良賃貸住宅等の計画的な整備・供給を進めるとともに、民間借家の既存ストックの利活用を促進します。
- 老朽化が進む既存市営住宅については、計画的な長寿命化対策を進めストックの有効活用に努め、更新にあたっては計画的な更新を図りバリアフリー化を促進します。

(3) 居住者ニーズ等を踏まえた住宅・住環境の整備の方針

① 高齢者・障がい者等にも配慮した住宅・住環境の整備

- 公的住宅や民間住宅のバリアフリー化を促進し、高齢者・障がい者等にも生活しやすい住宅の確保に努めます。
- 公共公益施設や生活利便施設のバリアフリー化や段差のない歩道整備等により、安全に生活できる住環境整備を促進します。

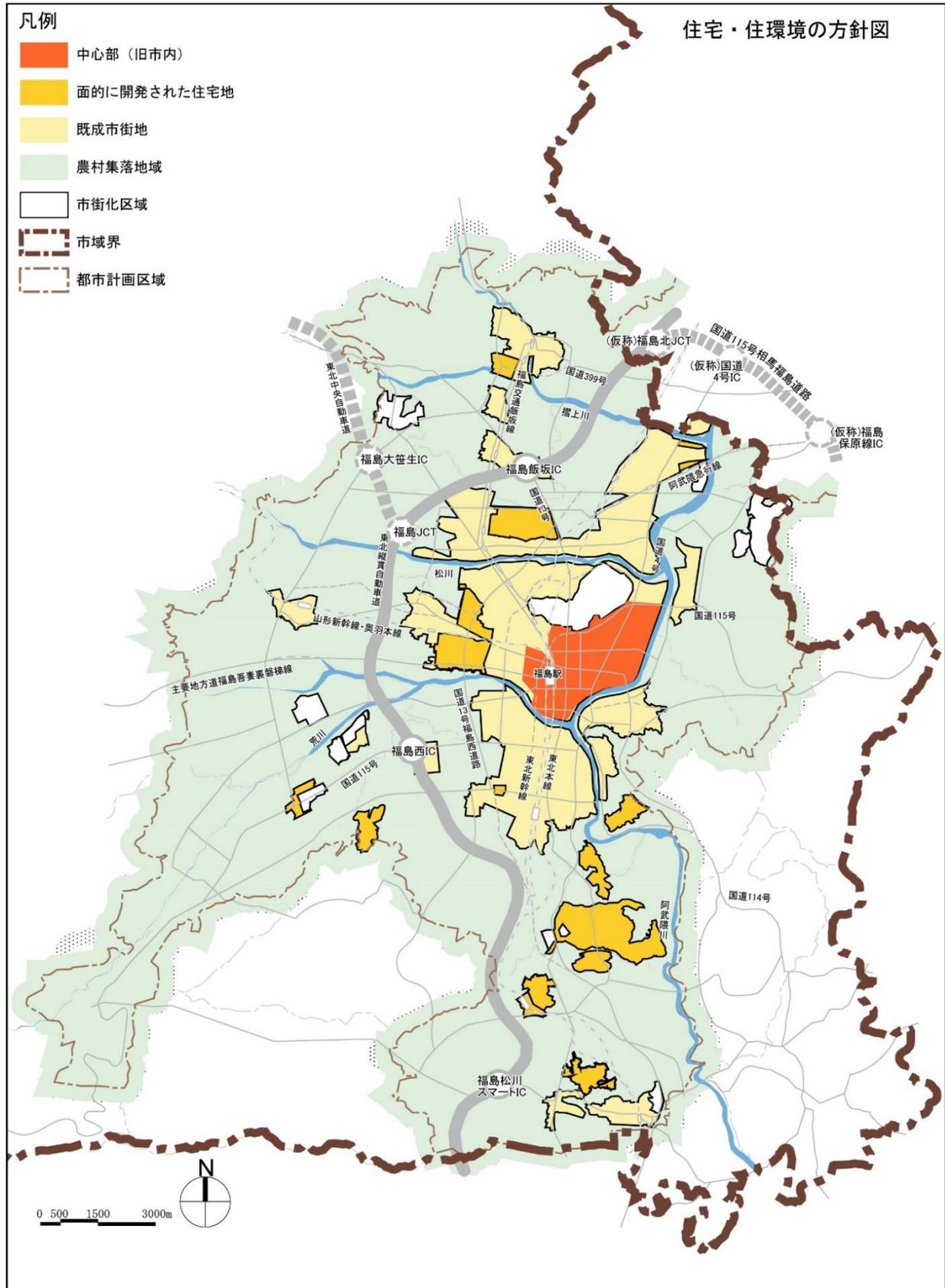
② 若者・子育て世帯が定住できる住宅・住環境の整備

- 中心市街地等における学生・若者のための賃貸住宅や子育て世帯に魅力ある都市型住宅の供給促進を図ります。

③ 環境と共生する住宅・住環境整備

- 本市の気候風土や環境負荷の軽減に配慮した省エネルギー・省資源型・再生可能エネルギー利用型住宅や緑化、透水性舗装等を誘導し、自然環境と共生できる住宅・住環境の整備を目指します。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針



10. その他の都市施設等に関する方針

【基本的な考え方】

- 健康で文化的な都市生活や快適な市民生活の実現を目指し、市民ニーズを踏まえ、上下水道やごみ処理施設などの供給処理施設や、教育、文化、社会教育など様々な公共公益施設の整備を進めます。
- 既存施設は耐震化や長寿命化等により有効活用を図りつつ、施設整備に際しては、計画的・効率的な配置の検討により、効率的な公共投資と施設の利用促進を図ります。
- 環境にやさしい都市づくりを目指し、ごみの減量化や再生利用、公共施設の省エネルギー化等による循環型社会の構築に努めます。

(1) 供給処理施設整備の方針

- ① **安全でおいしい水の安定供給**
 - 安全で良質な水を確保するため、水源をかん養する森林等を保護します。
 - 水道施設の更新・維持管理・耐震化の強化を行い、上水道の安定供給及び上水道未普及地域の解消を推進します。
- ② **健全な生活環境を実現する公共下水道等の整備**
 - 既成市街地や農村集落等において、健全な生活環境の整備、河川の水質の保全等を図るため、道路整備と連携し、公共下水道・農業集落排水や生活排水処理施設（合併処理浄化槽）などの費用対効果や社会経済情勢など総合的に見定めながら、地域の実情に合わせた計画的・効率的な整備と適正な維持管理を推進します。
 - 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入により持続可能な下水道経営基盤の強化に努めます。
 - 下水道施設の長寿命化を図るため、計画的な維持管理や、効率的な老朽管対策などの改築更新により、安定的・持続的なサービスの提供に努めます。
- ③ **循環型社会の構築を目指した都市づくりの促進**
 - 家庭ごみや産業廃棄物の処理については、処理施設の適正な維持管理を図るとともに、新最終処分場の建設や処理施設の再整備の検討を図ります。
 - 産業廃棄物の適正な処理や、ごみの分別収集・減量化を推進するとともに再生利用に努め循環型社会の実現を目指します。

(2) その他の公共公益施設整備の方針

- ① **新庁舎西棟の建設及び支所機能の整備**
 - 市民サービスの向上と事務処理の効率化・維持管理費の削減を目指し、新庁舎西棟の建設を検討するとともに、老朽化した支所の改築と機能整備を進めます。
- ② **市民の多彩な文化活動を支える文化施設の充実**
 - 歴史的文化の継承・保全、多彩な文化活動の発展、新たな文化の創造を図るため、既存文化施設の改修、環境整備と有効活用を進めるとともに、新たな文化施設整備の検討を進めます。
- ③ **市民ニーズに対応した社会教育施設の整備**
 - 多様化・高度化する市民ニーズに応え、学習機会の拡充を図るため学習センター等社会教育施設の計画的な配置や施設整備を図ります。

IV 全体構想 - 都市づくりの方針

④ 学校教育環境の充実

- 豊かな教育環境の充実のため、学校規模の適正化等を検討するとともに、安全で安心な教育環境の整備・充実と有効活用を図ります。

⑤ 市場の機能充実

- 公設地方卸売市場は市民への生鮮食料品などの安定供給の基幹的拠点として、効率的な管理運営と、機能の充実を図ります。

⑥ 火葬場の機能の充実

- 施設の老朽化と高齢化社会の進展に伴う火葬需要の増加、利用者の利便性の確保などに対応した新斎場の整備を進めます。

凡例

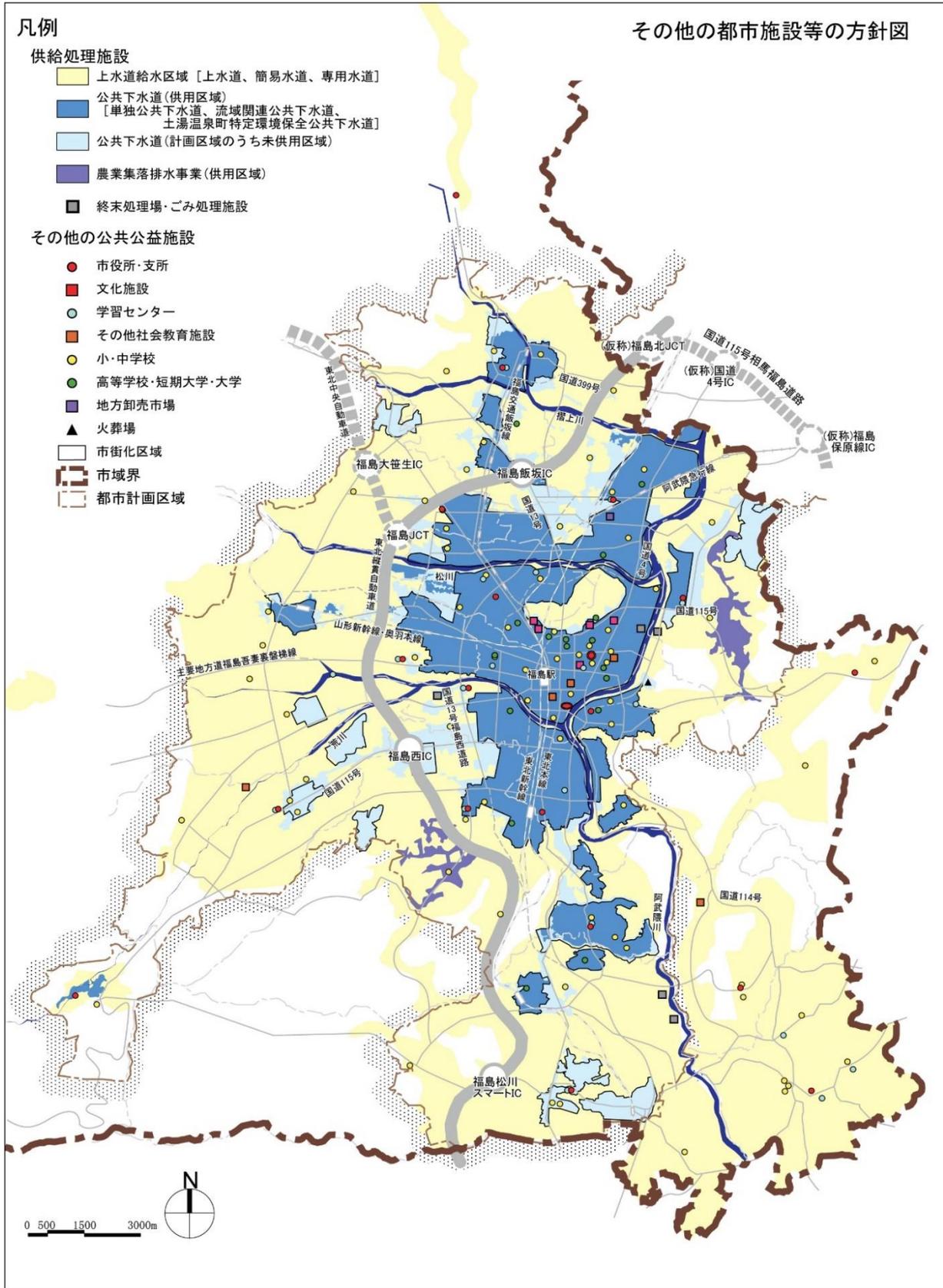
供給処理施設

- 上水道給水区域 [上水道、簡易水道、専用水道]
- 公共下水道(供用区域)
[単独公共下水道、流域関連公共下水道、
土湯温泉町特定環境保全公共下水道]
- 公共下水道(計画区域のうち未供用区域)
- 農業集落排水事業(供用区域)
- 終末処理場・ごみ処理施設

その他の公共公益施設

- 市役所・支所
- 文化施設
- 学習センター
- その他社会教育施設
- 小・中学校
- 高等学校・短期大学・大学
- 地方卸売市場
- 火葬場
- 市街化区域
- 市域界
- 都市計画区域

その他の都市施設等の方針図



11. 希望ある復興に関する方針

【基本的な考え方】

- 震災からの復旧・復興・再生と、子どもからお年寄りまで暮らしてよかったと実感できるまちの実現を目指し、地震災害からの復興や災害に強いまちづくり、除染を主体とする原子力災害からの復興を進め、市民生活の安全・安心の確保を図ります。
- 希望ある復興を目指し、市民生活の再建や広域避難者への支援を図るとともに、産業の振興や復興を先導する拠点整備等を進めます。
- 原子力に依存しない社会づくりに貢献することを目指し、省エネルギーを推進するとともに、市、市民、事業者が一体となって本市の地域特性にあった再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

(1) 市民生活の安全と安心の確保に関する方針

- ① **安心して生活できる生活環境の除染**
 - 安心して暮らせる環境の回復に向けて、空間線量率の低減を図るため、宅地・道路・生活圏森林・農地などの除染を推進します。
 - 地域との連携により仮置場の設置を進め、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間、除染により発生した除去土壌を適切に保管します。
- ② **除染土壌等の安全かつ円滑な輸送**
 - 除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送については、安全かつ円滑に実施する必要があるため、最適な輸送ルート確保と道路の維持・管理など、国と連携し適切な対応を図ります。
- ③ **避難者支援の充実**
 - 東日本大震災及び原子力災害から避難している市民の帰還に向け、避難した市民が安心して生活できる環境を整備し、本市の復興に関する情報の発信を推進します。
 - 本市への避難者に対して、県が施行する復興公営住宅の整備促進、必要な行政サービスの提供や情報提供、コミュニティ維持に向けた取り組みを進めます。

(2) 新たな産業の誘致・振興に関する方針

- ① **新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出**
 - 東日本大震災による市民の意識や価値観の変化に即応した新たな需要の喚起と、その需要に対応した新産業の誘致を目指します。
 - 福島県立医科大学が立地する利点を生かし、医療・福祉関連企業の誘致を推進します。

(3) 原子力に依存しない社会づくりへの貢献に関する方針

① 省エネルギーを促進

- 市民や事業者に対し、節電の意識啓発を図るなど、省エネルギーを促進します。

② 再生可能エネルギーの導入を推進

- 市が率先して再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市民や事業者の取り組みを支援します。
- 導入にあたっては、大規模な開発が周囲に与える影響を最小限に抑えるなど、周辺の土地利用や地域の環境との調和を図るよう促します。

③ エネルギー関連産業の誘致と市内事業所の新規参入を支援

- 省エネルギー、再生可能エネルギーの開発・研究機関、関連企業の誘致と市内事業所の当該分野への進出を支援します。

